

## 令和6年度高知県訪問介護事業所緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、令和6年度高知県訪問介護事業所緊急支援給付金(以下「給付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、訪問介護サービス事業所のうち延べ訪問回数が月400回以下の小規模な訪問介護事業所(以下「小規模事業所」という。)を対象にガソリン価格高騰による負担を軽減するため、小規模事業所を運営する法人(以下「給付事業者」という。)に対して予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付額)

第3条 前条に規定する交付対象事業(以下「給付事業」という。)の交付額については、別表に掲げるとおりとする。

(給付金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類は、それぞれ別記第1号様式によるものとする。

(給付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により当該交付の申請の内容を調査し、適当であると認めたときは速やかに給付金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品

その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第6条 給付金の交付の目的を達成するため、給付事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(2) 県税の滞納がないこと。

(交付の決定の通知)

第7条 知事は、第5条の規定により交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 給付金は、前条の規定により交付の決定の通知があった後に交付するものとする。

(情報の開示)

第9条 給付事業又は給付事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第6条第1号及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表

| 対象事業所 | 延べ訪問回数    | 1事業所当たりの単価(千円) |
|-------|-----------|----------------|
| 訪問介護  | 200回以下    | 60             |
|       | 201回～400回 | 90             |

(注)

- 1 対象事業所は、令和6年12月1日時点で介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護の指定を受けている事業所であって、申請時に当該指定が廃止又は休止されておらず、かつ、高知県内に所在する事業所とする。
- 2 延べ訪問回数は、令和6年1月から12月の1箇月当たりの平均延べ訪問回数(小数点第一位以下切捨て)をいうものとする。なお、要支援者に対する訪問回数は、算定から除くものとする。
- 3 2に定める期間中の実績が12箇月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、実績を有する月数で期間中の延べ訪問回数を除することにより平均延べ訪問回数(小数点第一位以下切捨て)を算出するものとする。
- 4 平均延べ訪問回数が1に満たない場合、当該事業所は、交付対象外とする。